

◎1番（大木英憲議員）

提出者を代表いたしまして、ただいま上程されました議第3号 小山市議会議員の議員報酬の特例に関する条例についてその提案理由をご説明いたします。

私たち市議会議員は、市民から選ばれた市民の代表であります。市民の負託を受け、市民の声を議会に届け、行政を動かし、真に市民の幸せを実現させる使命と責任を担っております。そのため議員は、市に対して各種の提案、提言や監視、条例提案などその役目を積極的に果たさなければなりません。

とりわけ政治家の常識が非常識と言われぬよう、市民の暮らしの実態にしっかりと身を寄せ、議員としての役割を果たさなければなりません。そのことを踏まえて、現在の市内の状況、市民の暮らしをかんがみると、このたびの東日本大震災の影響を受けて生産設備の被災により操業に支障を来しており、輸出関連企業などの業績の悪化を受け、雇用不安が増大しております。

加えて、原発事故による風評被害で農畜産業の経営悪化や消費者の消費低迷で被害補償や収束不透明による不安など、将来への不安と困難な生活を強いられているところでもあります。

一方、小山市の経済状況は、高齢化の進展等による医療福祉関係経費の増加、財政調整的基金の枯渇、市債残高が900億円を超えており、さらに今後市税収入が大幅に落ち込むことが予想され、かつてない厳しい局面を迎えようとしております。

そのような中、市長は平成12年から給与構造の改革を推進し、みずからの給与を10%削減、平成14年からは副市長、教育長ともに5%削減を実施しております。また、職員に関しても、全職員一丸となって財政健全化に取り組む姿勢を示すべく、削減を実施しております。まさに深刻さを増す市内情勢と市民の暮らしの実態をとらえた的確な判断だと感じております。

一方、地方議会で二代表制の一翼を担う議員各位は、平成23年4月1日から平成25年3月31日までの間の議員報酬の5%削減、また平成23年度及び平成24年度政務調査費64万円を50万円に減額を実施し、財政負担の軽減を図っていることは、十分承知しておりますが、今般の震災の影響、そしてこれからの厳しい状況を認識され、市民の代表として現下の厳しい局面を市民と一体となって乗り越えるべく、率先して今以上に報酬を削減し、市民に覚悟を持った姿勢を示さなければなりません。

以上のことから、市議会議員の議員報酬月額を削減するための改正条例を提案するものであります。本条例の内容は、減額する率について、本条第1条に設定する額からそれぞれ100分の10に相当する額を減額するものであります。

なお、減額する期間であります。平成23年10月1日から平成25年3月までとするものであります。

以上が、小山市議会議員議員報酬の特例に関する条例の一部を改正する提案理由及び内容であります。

今まさに議会の責任の重さをかんがみ、議員みずからさらに踏み込んだ見直しが不可欠と強く感じております。議員各位には、厳しい今を乗り越える覚悟をご理解いただき、賛意を賜りますようお願い申し上げます。議案説明といたします。